

# 四万十市 パートナーシップ・ファミリーシップ制度

2025年（令和7年）7月1日スタート

四万十市は、四万十市人権尊重の社会づくり条例の理念に基づき、お互いの多様な生き方を認め合い人と人が支え合う地域の実現のため、また、誰もが自分らしく安心して暮らし、いきいきと活躍できるまちにしていくなために、2025年（令和7年）7月1日より、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を開始しました。

※詳しくは四万十市のホームページをご覧ください。



## パートナーシップ制度ってなに？

性別にこだわらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合う関係にあるお二人が、その関係性（パートナーシップ）を市に登録する制度です。法律上の婚姻とは異なり、法的効力はありませんが、自治体が独自に証明書を発行し、誰もが自分らしく安心して暮らせるよう、社会的配慮を受けやすくする制度です。

また、四万十市では当事者お二人だけではなく、お二人のお子さん・親御さんまで含めた関係性を証明する「ファミリーシップ制度」も開始しました。

届出・問合せ先：市民・人権課 人権啓発センター

受付時間：月曜から金曜（8時30分から17時15分）

※12時から13時の昼休みと祝日・年末年始を除く。

住所：四万十市右山元町1丁目3-17

TEL（FAX）：34-5751 Mail：fureai@city.shimanto.lg.jp

## 申請できる方

- 民法第4条に規定する成年に達していること。
- 申請をしようとする双方または一方のいずれかが本市の住民基本台帳に記録されている、または一方が3月以内に本市への転入を予定していること。
- 配偶者がいないこと。
- 相手方以外の者とパートナーシップを形成していないまたは婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にないこと。
- 申請をしようとする者同士が、直系血族または三親等以内の傍系血族若しくは直系姻族の関係でないこと。ただし、パートナーシップに基づく養子縁組をしているまたはしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

## 登録証手続きの流れ

- ①申請日時の予約（原則1週間前まで）  
事前に申請する日時を電話でご連絡ください。  
申請日時の調整、必要書類等の説明を行います。
- ②必要書類の準備（申請当日まで）  
住民票、戸籍抄本、本人確認書類等の必要書類をご準備ください。
- ③申請当日  
必要書類をお持ちのうえ、登録を希望するお二人でお越しください。

登録の際は、四万十市人権啓発センターまでご相談ください。  
個室での対応も可能ですので、ご希望の方はお申し出ください。



## 多様な性のあり方を知ろう 自分の性はなに？



性のあり方はとても多様で、人それぞれ違います。  
 性自認や性的指向は、人間が本来持っている多様性の一つです。  
 性のあり方（セクシャリティ）は主に4つの要素の組み合わせによって形作られていますが、この組み合わせは多様です。

**からだの性**（生物学的な性） 生まれた時に割り当てられた性別

**こころの性**（性自認） 自分が認識している性別

**好きになる性**（性的指向） 恋愛感情や性的な関心についての指向

**表現する性**（性表現） 言葉遣いや服装、髪型、しぐさなど

「性のあり方はグラデーション」と言われるくらい、たくさんのセクシャリティの存在が認められています。私たちは、セクシャリティにとらわれず、その人のありのままを理解し合うことが必要です。

## 性のあり方は様々 LGBTQ+とは

L	レズビアン	女性を好きになる女性
G	ゲイ	男性を好きになる男性
B	バイセクシャル	女性も男性も好きになる人
T	トランスジェンダー	心と体の性が一致しない人
Q	クエスチョニング	性のあり方を決めない、決めたくない人
+	プラス	さらに多様な性があるという意味

私たち一人ひとりが多様性を認め、互いに認め合い、尊重することが大切です。

## パートナーシップ・ファミリーシップ登録カード

（おもて）

（うら）

四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証カード

四万十市パートナーシップ・ファミリーシップの登録の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの登録をされたことを証明します。

登録日 年 月 日

氏名 ( 年 月 日生 ) 氏名 ( 年 月 日生 )

shimanto 四万十市長 印

四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、お互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であることを市に登録したお二人に、登録証を交付する制度です。

この登録証カードの提示を受けた皆様には、制度の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。また、登録証カードを提示したお二人の関係について、ご本人の同意なく口外することのないようご注意ください。

特記事項

戸籍上の氏名 \_\_\_\_\_

ファミリーシップ登録者

氏名 ( 年 月 日生 ) 氏名 ( 年 月 日生 )

氏名 ( 年 月 日生 ) 氏名 ( 年 月 日生 )

※登録証はデザインが変更になる場合があります。

※登録証は携帯カード型の他A4判の登録証もお渡しします。



## 四万十市民・事業者の皆さまへのお願い

四万十市は、一人ひとりあらゆる場面で、お互いの多様な生き方を認め合い、人と人が支え合う地域の実現を目指しています。

「四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証」及び「四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証カード」の提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

なお、登録証等に記載された内容について、本人の同意なく第三者に公表することのないよう留意してください。

## LGBTQ+に関する相談窓口

●にじいろコール 専用電話（フリーダイヤル）0120-56-2416



相談日時：毎月第4土曜日 13:30~16:30

問合せ先：こうち男女共同参画センター「ソーレ」088-873-9100

専用の相談員が性自認及び性的指向に関する悩みや不安をお受けしています。どなたでもご利用いただけます。（秘密厳守）

※日程は変更になることがありますので、必ず電話かHPでご確認ください。